

○厚生労働省令第四十六号  
 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第三十七号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令を次のように定める。  
 令和元年九月十三日  
 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令  
 （職業安定法施行規則の一部改正）  
 第一条 職業安定法施行規則（昭和二十二年労働省令第十二号）の一部を次のように改正する。  
 次の表のように改正する。

厚生労働大臣 加藤 勝信

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（法第三十条に関する事項）            第十八条（略）</p> <p>3 法第三十条第三項の厚生労働省令で定める書類は、次のとおりとする。</p> <p>2（略）</p> <p>1 申請者が法人である場合にあつては、次に掲げる書類            イ〜ハ（略）</p> <p>二 役員の精神の機能の障害に関する医師の診断書（当該役員が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合に限る。）            ホ 役員が未成年者で職業紹介事業に関し営業の許可を受けていない場合にあつては、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類</p> <p>（1）当該役員の法定代理人が個人である場合 当該法定代理人の住民票の写し及び履歴書並びに当該法定代理人の精神の機能の障害に関する医師の診断書（当該法定代理人が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合に限る。）</p> <p>（2）当該役員の法定代理人が法人である場合 当該法定代理人に係るイからニまでに掲げる書類（法定代理人の役員が未成年者で職業紹介事業に関し営業の許可を受けていない場合にあつては、当該役員の法定代理人（法人に限る。）に係るイからニまでに掲げる書類又は当該役員の法定代理人（個人に限る。）以下この②において同じ。）の住民票の写し及び履歴書並びに当該役員の法定代理人の精神の機能の障害に関する医師の診断書（当該役員の法定代理人が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合に限る。）を含む。）</p> <p>ヘ〜リ（略）</p>	<p>（法第三十条に関する事項）            第十八条（略）</p> <p>3 法第三十条第三項の厚生労働省令で定める書類は、次のとおりとする。</p> <p>2（略）</p> <p>1 申請者が法人である場合にあつては、次に掲げる書類            イ〜ハ（略）</p> <p>（新設）</p> <p>二 役員が未成年者で職業紹介事業に関し営業の許可を受けていない場合にあつては、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類</p> <p>（1）当該役員の法定代理人が個人である場合 当該法定代理人の住民票の写し及び履歴書</p> <p>（2）当該役員の法定代理人が法人である場合 当該法定代理人に係るイからハまでに掲げる書類（法定代理人の役員が未成年者で職業紹介事業に関し営業の許可を受けていない場合にあつては、当該役員の法定代理人（法人に限る。）に係るイからハまでに掲げる書類又は当該役員の法定代理人（個人に限る。）の住民票の写し及び履歴書を含む。）</p> <p>ホ〜チ（略）</p>

(消費生活協同組合法施行規則の一部改正)  
第二条 消費生活協同組合法施行規則(昭和二十三年大蔵省令、法務庁令、厚生省令、農林省令第一号)の一部を次の表のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>第一章第三章 (略)</p> <p>第四章 管理</p> <p>第一節 (略)</p> <p>第二節 役員(第五十七条の二、第六十五条)</p> <p>第三節第十節 (略)</p> <p>第五章第十章 (略)</p> <p>附則</p> <p>(役員となることができない者)</p> <p>第五十七条の二 法第二十九条の三第一項第二号の厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により役員としての職務を適正に執行するに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。</p>	<p>目次</p> <p>第一章第三章 (略)</p> <p>第四章 管理</p> <p>第一節 (略)</p> <p>第二節 役員(第五十八条、第六十五条)</p> <p>第三節第十節 (略)</p> <p>第五章第十章 (略)</p> <p>附則</p> <p>(新設)</p>

(児童福祉法施行規則の一部改正)  
第三条 児童福祉法施行規則(昭和二十三年厚生省令第十一号)の一部を次のように改正する。  
次の表のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第六条の二 法第十八条の五第一号の厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により保育士の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。</p> <p>第六条の二 (略)</p> <p>第六条の六 指定保育士養成施設の長は、第六条の二の二第一項第三号の規定による修業教科目及び単位数を同号の規定による方法により履修して卒業する者に対し、第一号様式により、指定保育士養成施設卒業証明書を交付しなければならない。</p> <p>第六条の三十四 保育士が次の各号のいずれかに該当するに至つた場合は、当該各号に掲げる者は、遅滞なく、登録証を添え、その旨を登録を行つた都道府県知事に届け出なければならない。</p> <p>一 死亡し、又は失踪の宣告を受けた場合 戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)に規定する届出義務者</p> <p>二 法第十八条の五第一号に該当するに至つた場合 当該保育士又は同居の親族若しくは法定代理人</p> <p>三 法第十八条の五第二号、第三号又は第五号に該当するに至つた場合 当該保育士又は法定代理人</p>	<p>(新設)</p> <p>第六条の二 (略)</p> <p>第六条の六 指定保育士養成施設の長は、第六条の二第一項第三号の規定による修業教科目及び単位数を同号の規定による方法により履修して卒業する者に対し、第一号様式により、指定保育士養成施設卒業証明書を交付しなければならない。</p> <p>第六条の三十四 保育士が次のいずれかに該当するに至つた場合は、当該保育士又は戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)に規定する届出義務者若しくは法定代理人は、遅滞なく、登録証を添え、その旨を登録を行つた都道府県知事に届け出なければならない。</p> <p>一 死亡し、又は失踪の宣告を受けた場合</p> <p>二 法第十八条の五各号(第四号を除く。次条において同じ。)のいずれかに該当するに至つた場合 (新設)</p>

(傍線部分は改正部分)

(傍線部分は改正部分)